g　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。

i　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3)　その他Tier１資本に係る基礎項目

a　「その他Tier１資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳」については、その他Tier１資本調達手段に係る会員勘定の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「農林中央金庫の特別目的会社等」は、農林中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。

c　「特別目的会社等の発行するその他Tier１資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ31又は32の番号を記載すること。

(4)　Tier２資本に係る基礎項目

a　「Tier２資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳」については、Tier２資本調達手段に係る会員勘定の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「一般貸倒引当金Tier２算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第五号イに掲げる額をいう。

c　「適格引当金Tier２算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5)　リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6)　調整項目に係る参考事項

a　「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b　「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c　「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7)　Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a　「一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十九条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b　「適格引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百二十九条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8)　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・農林水産省告示第十二号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(9)　その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、半期の開示においては「当半期末」、「前半期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

（農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正）

第四条　農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年農林水産省告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項第二号中「第六十六条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額」を「第六十六条第二項に規定する貸付金等回収額」に改める。

第六十四条第二項中「とする」を「とし、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホの規定、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定、附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホの規定、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定、附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホの規定、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定、附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

発行所　東京都千代田区九段南一丁目六番一号　電話　03(3587)4294　印刷局　独立行政法人国立印刷局　定価　本号一部　一ヵ月二六四円（本体二四〇円）　（配送料別）

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可